

## 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領

### (通則)

第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という）が医療研究開発推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）によって行う助成事業の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この取扱要領の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、機構が医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号。以下「推進法」という。）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。

- 一 ライフサイエンス研究の振興に係る研究開発施設等並びに知的基盤の共用・整備等を促進するために必要な経費を対象機関に補助することにより、ライフサイエンスに関する基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発の効率化を図り、もって科学技術の振興に寄与する事業として別表1から6に掲げた事業
- 二 治験・臨床研究基盤の整備により、我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、及び医療機関の体制の整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図る事業として別表の7から12に掲げた事業
- 三 ロボット介護機器の早期かつ安価に上市し、大量に介護現場へ導入することで、要介護者の自立支援と介護従事者の負担軽減を実現し、また、ロボット介護機器の新たな市場を創出する事業として別表の13に掲げた事業
- 2 この取扱要領において「事業者」とは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人（機構を除く。）、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校、その他補助事業の対象となる事業を行う機関をいう。
- 3 この取扱要領において「研究者等」とは、補助事業活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他補助事業活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。
- 4 この取扱要領において「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、広く補助事業課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する補助事業資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されている事業資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人（機構を含む。）が直接配分する事業活動を行う事業資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され事業活動を行う事業資金を総称していう。
- 5 この取扱要領において「不正行為」とは、補助事業活動において、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された事業成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語は、次に定めるところによる。
  - ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

事業資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、事業活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、事業結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

6 この取扱要領において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（事業計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の合意等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。

7 この取扱要領において「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により競争的資金等の受給を受けることをいう。

8 この取扱要領において「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるものを総称していう。

ア 文部科学省関係

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正、平成19年2月15日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）、

イ 厚生労働省関係

- ・ 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、

ウ 経済産業省関係

- ・ 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定、平成27年1月15日最終改正：経済産業省）
- ・ 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日制定、平成27年1月15日最終改正：経済産業省）

9 この取扱要領において、「機構の不正行為等対応規則」とは、機構が定める「事業活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について機構が定める規則を総称していう。

10 この取扱要領において「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

（補助率）

第4条 補助金の補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、別に定める公募要領に基づき応募し、補助事業を実施する事業者として選定された後、様式1による補助金交付申請書に機構が定める書類（以下「添付資料」という。）を添えて機構の指示する時期までに機構に提出しなければならない。ただし、複数年計画の補助事業を実施する事業者として選定された場合は、当該事業について2年目以降は当該公募要領に基づき応募し、実施する事業者として選定されたものと見なす。

（交付決定の通知）

第6条 機構は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を事業者へ送付するものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、

30日とする。

- 3 機構は、交付額に係る算定方法について、必要に応じて別途事業ごとに定めることができる。
- 4 機構は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には事業者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。
- 5 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業を実施する事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した様式3による補助金交付申請取下げ書に参考となる書類を添え、機構に提出しなければならない。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

第8条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の趣旨を踏まえつつ、本取扱要領、公募要領及び補助事業事務処理説明書の定めを遵守し、補助事業を善良なる管理者の注意を持って、適切かつ誠実に実施するものとする。

- 2 補助事業を実施する事業者は、補助事業を実施する上で、補助事業の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則並びに関係する法令等(この「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドラインその他の規制を総称していう。)を遵守するものとし、また、補助事業を効率的に実施するよう努めなければならない。
- 3 補助事業を実施する事業者は、自己の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、機構は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則に従って、補助事業を実施する事業者に対して必要な措置を指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の指示に従うものとする。
- 4 補助事業を実施する事業者は、第1項及び第2項に定める補助事業を実施する事業者の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるものとする。補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則の内容を研究者等に十分認識させるとともに、不正行為等その他研究者倫理に反する行為の未然防止策の一環として、研究者等に対して、研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業を実施する事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(補助事業の計画変更の承認等)

第10条 補助事業を実施する事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式4補助事業計画変更申請書による申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 機構は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとする

きは、遅滞なく様式5による補助事業中止（廃止）申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第12条 補助事業を実施する事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による補助事業遅延報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について機構の要求があったときは、速やかに様式7による補助事業遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

2 機構は必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び収支状況について状況を調査することができる。

（実績報告）

第14条 補助事業を実施する事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式8による補助事業実績報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。

2 補助事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないとき（繰越等）は、様式9による国の会計年度終了に伴う補助事業実績報告書を補助金の交付を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。

（成果報告）

第15条 補助事業を実施する事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式10による補助事業成果報告書を国の会計年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で機構が指定する日までに、機構に提出しなければならない。

2 補助事業を実施する事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないとき（繰越等）は、様式11による国の会計年度終了に伴う補助事業成果報告書を補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに機構に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 機構は、第14条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式12の補助金確定通知書により事業者へ通知するものとする。

2 機構は、補助金の補助事業を実施する事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式13の補助金確定通知書によりその超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業を実施する事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式14補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### 3 前条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(停止又は中止)

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の使用の一時停止又は中止及び補助事業の一時停止又は中止を、補助事業を実施する事業者に指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。

- (1) 補助事業担当者（この「補助事業担当者」とは、計画様式3〈補助事業参加者リスト〉に氏名の記載があるものをいう。）の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、補助事業担当者等が補助事業においてその役割を十分果たせなくなった場合
  - (2) 補助事業の成果を出すことが困難と合理的に判断された場合、その他補助事業の遂行上重大な問題が発生した場合
  - (3) 補助事業を実施する事業者が第8条第3項に定める指示に従わない場合又は第8条第4項に定める義務を果たさない場合、その他補助事業を実施する事業者が本取扱要領、公募要領、補助事業事務処理説明書に違反した場合
  - (4) 第19条第1項各号に定める事由が発生した場合
  - (5) 天災その他補助事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
  - (6) 前各号に類する事由が発生し、補助事業を継続することが適切でないと機構が判断した場合
- 2 補助事業を実施する事業者は、前項第1号及び第2号のいずれかの事由が発生した場合、直ちに様式5による補助事業中止(廃止)申請書を機構に提出しなければならない。
- 3 第1項により機構から補助事業の中止を指示された場合、補助事業(補助事業者からの委託を含む)はその時点で終了し、機構は補助事業を実施する事業者の未履行の補助事業に対する補助金の支払いを免れる。補助事業を実施する事業者は、第14条第1項及び第15条第1項に定める期間を待たずに補助事業実績報告書及び補助事業成果報告書を提出し、機構との間で補助金の精算を行う。
- 4 第1項により機構から補助金の使用の一時停止若しくは中止又は補助事業の一時停止若しくは中止を指示されたことにより補助事業を実施する事業者に損害が生じても、機構は補助事業を実施する事業者に対し何ら責任を負うものではない。

(交付決定の取消等)

第19条 機構は、第11条の補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業を実施する事業者が、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき
- (2) 補助事業を実施する事業者が、適正化法、施行令、公募要領及び本取扱要領に違反したとき
- (3) 補助事業を実施する事業者の研究者等が不正行為等を行ったとき
- (4) 補助事業を実施する事業者が国の研究不正等ガイドラインに違反したとき
- (5) 補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反したとき
- (6) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (7) 補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき
- (8) 補助事業を実施する事業者が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき
- (9) 補助事業を実施する事業者が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき

- 2 機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第6号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第20条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等に対してこれを予め了解させるものとする。

- 1 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく処分を行うことができるものとする。
- 2 機構は、国の行政機関及び独立行政法人（機構を含む。）が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

(調査等)

第21条 機構は、補助事業を実施する事業者による補助事業の経理について確認が必要であると認める場合、補助事業を実施する事業者へ通知の上、これを調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。

- 2 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。
- 3 補助事業を実施する事業者は自らの調査により、補助事業以外の競争的資金等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等が不正行為等を行った疑いがある場合及び補助事業を実施する事業者以外の機関の調査による不正行為認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。
- 4 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により補助事業を実施する事業者から補助事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等を行った疑いがある旨の報告があった場合、補助事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、補助金の使用の一時停止を指示することができ、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、機構は、補助金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 5 機構は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従わなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助事業を実施する事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業を実施する事業者は、取得財産等について、様式15による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業を実施する事業者は、当該年度に取得財産があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式16による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

- 4 補助事業を実施する事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業を実施する事業者は、次の取得財産等（以下「処分制限財産」という。）については、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

2 前項の規定にかかわらず、次のものは処分制限財産に該当しないものとする。

- (1) 補助事業の完了により補助金の交付を受けた事業者に相当の利益が生ずると認められる場合において、当該補助金の交付の目的に反しないとして、機構がその交付した補助金の全額を機構に返還する旨の条件を附した場合において、かかる条件に基づき補助金の交付を受けた事業者が機構に補助金を納付した場合
- (2) 機構が補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合

3 補助事業を実施する事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式17による補助事業に係る財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 機構は、その他処分制限財産の取扱いについて、必要に応じてその都度定めるものとする。

(補助金の支払)

第24条 補助金の支払は、原則として第16条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、機構は必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業を実施する事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、様式18による補助金概算（精算）払請求書を機構に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第25条 補助事業を実施する事業者は、補助事業についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業を実施する事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並びに保管について、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(収益状況報告)

第26条 補助事業を実施する事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、毎会計年度決算確定後20日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の収益状況について、様式19を用いた補助金収益状況報告書を機構に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第27条 機構は、前条の報告書により、補助金の交付を受けた事業者に補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与による利益が生じたと認めるときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、

補助事業を実施する事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(その他)

第28条 別に定める公募要領及びこの取扱要領に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則 (平成27年4月1日 第1号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



## 別表

補助事業	補助率
1. 創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業	定額
2. 橋渡し研究加速ネットワークプログラム	定額
3. 東北メディカル・メガバンク計画	定額
4. 東北メディカル・メガバンク計画(東日本大震災復興特別会計)	定額
5. 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業	定額
6. ナショナルバイオリソースプロジェクト	定額
7. 国産医療機器創出促進基盤整備等事業	定額
8. 臨床研究推進事業(世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業)	定額
9. 臨床研究推進事業(臨床研究品質確保体制整備事業)	定額
10. 臨床研究推進事業(臨床試験支援機能構築事業)	定額
11. 臨床研究推進事業(未承認医薬品等臨床研究安全性確保支援事業)	定額
12. 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業	定額
13. ロボット介護機器開発・導入促進事業	1/2、2/3